

こどな BASE 会則

(名称)

第 1 条

本会は「こどな BASE」と称する。

(目的)

第 2 条

本会は、滋賀県内の子ども・次世代とともに、県内で本社や事業所を営む企業等事業者をはじめ、自治体や団体、教育・福祉機関といった多様なステークホルダーと連携しながら、滋賀県の持続可能な社会づくりに向けた取組を促進することを目的とする。

(事業)

第 3 条

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員企業による子ども・次世代の体験機会の充足につながる企業等事業者による出前授業・ワークショップ等のプログラムの実施
- (2) 会員企業による子ども・次世代に対するアクションの推進につながる情報共有・連携強化に関すること
- (3) 非会員含む企業等における子ども・次世代へのアクションの普及啓発に関すること
- (4) 子ども・次世代へのアクションを通じたSDGs・MLGs等持続可能な社会作りに向けた取組に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第 4 条

本会の事務局は、滋賀県総合企画部大学連携推進室に置く。

(構成員)

第 5 条

本会は、本会の目的に賛同し、本会則を遵守する滋賀県内にて本社および事業所を持つ、もしくは何かしらの事業活動を行っている企業、団体(法人格の有無を問わない)で構成する。

(会員登録)

第 6 条

- 1 本会への加入を希望する者は、その旨を事務局が指定する方法で届け出ること、会員となる。
- 2 会員は、前項の届出事項に変更がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

(会費)

第 7 条

本会の入会金及び年会費は無料とする。

(退会・除名)

第 8 条

- 1 会員は、書面等により事務局に届け出ること、退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本会則に違反し又は 本会 の信用を著しく害したとき
 - (2) 法令等に違反したとき
 - (3) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (4) その他、本会の運営に重大な支障が生じると認められたとき

(情報の利用制限)

第 9 条

- 会員は、事務局が承認した場合を除き、本会の活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。
- 2 本会の会員資格を喪失した後も前項の秘密保持の義務を負う。

(禁止事項)

第 10 条

本会活動内で、以下の行為を禁止する。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 宗教的目的を有する行為
- (3) 政治目的を有する行為
- (4) 公の秩序及び善良な風俗を乱す行為
- (5) 社会的妥当性を欠く行為
- (6) 当会の承認のない当会名での活動またはその準備を目的とする行為
- (7) 当会の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- (8) 当会の信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為

(9) 当会に対して虚偽の申告、届出を行う行為

(10) その他、当会が不適当と判断する行為

(通知および連絡)

第 11 条

1 本規約に基づく当会から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールまたは書面をもって行うものとする。この場合、当会は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。

2 当会は、会員に対する通知に関しては、当会の Web サイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。

(個人情報の取り扱い)

第 12 条

1 当会は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。

2 会員は、当会に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意する。

(1) 当会に関する情報提供及び関連するワークショップ等に関する案内、依頼、調整等のため

(暴力団員等の排除)

第 13 条

会員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(損害賠償)

第 14 条

1 当会または会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、当会は、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、当会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当会は一切責任を負わない。

2 当会が会員に対して損害賠償責任を負う場合、その原因の如何にかかわらず、当会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害につ

いて、予見の有無に関わらず、責任を負わない。

3 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当会は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

4 当会は、本規約その他諸規定の制定改廃及びそれらの規定に基づき当会が会員に提供していた各種サービスの追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

5 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

(その他)

第 15 条

この会則に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

(準拠法及び合意管轄)

第 16 条

1 当会の活動または本規約に関して、会員に疑義が生じた場合には、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

2 当会の活動または本規約に関して、会員と当会の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

(制定) 令和 5 年 10 月 23 日

(改定) 令和 7 年 4 月 1 日